

平成 23 年 5 月 13 日

各 位

株式会社 山形銀行

東日本大震災により被災された方の取引銀行以外でのご預金払戻しについて

この度の東日本大震災により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。
東日本大震災により被災地域から避難されている方の、避難先におけるご預金の払戻しについて、
取引銀行以外の金融機関でも可能となりますのでお知らせします。

記

1. 当行窓口でのお取扱いについて

- (1) お取扱いが可能な避難されている方のお取引金融機関(5月13日現在 21行)
岩手銀行、東北銀行、荘内銀行、七十七銀行、東邦銀行、常陽銀行、筑波銀行、
きらやか銀行、北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、大東銀行、
宮古信用金庫、杜の都信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫、ひまわり信用金庫、
あぶくま信用金庫、石巻商工信用組合、いわき信用組合、相双信用組合
- (2) お取扱いの概要

対象となるご預金の種類	原則として、普通預金・当座預金等の流動性預金とさせていただきます。 定期預金等については、個別にお問い合わせください。
払戻し金額等	原則として、法人・個人とも1口座あたり1日10万円(千円単位)とさせていただきます。
取扱時間	受付銀行の営業店の平日営業時間内とさせていただきます。
払戻時にご持参 いただきたい書類	預金通帳 お届出のご印鑑 運転免許証等のご本人が確認できる資料 なお、上記の資料をお持ちでない場合でも、ご本人の確認ができれば 払戻しは可能です。受付窓口でご相談ください。
ご留意事項	預金の払戻しには、通常より時間がかかる場合や翌営業日のお取扱いとなる場合がありますので、予めご了承ください。

2. 避難されている当行(山形銀行)のお客さまについて

- (1) 避難先の全国118の受付銀行(5月13日現在)で、ご預金の払戻しが可能となります。
なお、受付銀行の営業店には、本件のお取扱いができない店舗もありますので、ご了承ください。
受付銀行については、全国銀行協会ホームページをご確認ください。
- (2) お取扱いの概要
上記1.-(2)と同様となります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
広報室 早坂
TEL:023 623-1221(代表)